

9.4 から 8 までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 市内体制

市内組織

平成 18 年度より、商業の活性化を図る担当、都市計画担当、文化振興を図る担当、都市景観担当、中心市街地活性化を相互的に担当などを「都市創造部」に統合し、一体的に推進していく組織に改変した。

市内検討委員会

・伊丹市中心市街地活性化推進会議

伊丹市の中心市街地活性化に係る市内検討委員会として中心市街地活性化推進会議を設置し、策定委員会、活性化協議会と連携を図りながら、中心市街地の活性化に資する基本方針の検討や事業の選定を行っている。

1) 構成員

| | 役職 | 氏名 | 役職 |
|-------|----------------|------|------|
| 推進会議 | 副市長 | 石原熙勝 | 幹事長 |
| | 市長付参事(財政担当) | 谷口均 | |
| | 総合政策部長 | 川村貴清 | |
| | 都市創造部長 | 樋口麻人 | 副幹事長 |
| | 都市基盤部長 | 川勝浩 | |
| | 教育委員会事務局生涯学習部長 | 本庄和郎 | |
| ワーキング | 総合政策室長 | 阪上聡樹 | |
| | 総合政策室主幹 | 村上雄一 | |
| | 総合政策室主幹 | 榊村一弘 | |
| | 財政室長 | 浦部浩司 | |
| | 財政課長 | 山中茂 | |
| | 都市企画室長 | 沖正夫 | 座長 |
| | 都市企画室主幹 | 上地秀治 | |
| | 都市企画室主幹 | 綾野昌幸 | 事務局 |
| | 都市計画課長 | 渡辺治 | |
| | 産業振興室長 | 庄田徳男 | |
| | 商工労働課長 | 林秀和 | |
| | 道路整備課長 | 藤原高吉 | |
| | 道路管理課長 | 荒木昌彦 | |
| | 社会教育課長 | 石堂行文 | |

2) 会議開催状況

平成 18 年度～ 19 年度に中心市街地活性化基本計画の議題で 4 回開催した。

A . 平成 18 年 6 月 15 日

- ・新メンバーの紹介
- ・会議設置要綱の説明
- ・まちづくり 3 法の改正内容説明、情報交換
- ・基本計画のスケジュール等、確認

B . 平成 18 年 10 月 4 日

- ・中心市街地活性化対策特別委員会への対応協議

C . 平成 19 年 3 月 22 日

- ・中心市街地活性化基本計画（案）説明
- ・区域、事業などについて意見交換

D . 平成 19 年 7 月 13 日

- ・中心市街地活性化基本計画（案）説明及び意見交換

議会

平成 18 年度、中心市街地活性化対策特別委員会を開催。19 年度は、「中心市街地活性化等対策特別委員会」に名称変更し、3 回開催されている。

中心市街地活性化対策特別委員会（平成 18 年 10 月 16 日開催）

- ・中心市街地活性化、都市再生整備計画説明
- ・意見交換

中心市街地活性化等対策特別委員会

- ・平成 19 年 7 月 18 日 イオン伊丹西ショッピングセンター（仮称）の状況報告
- ・平成 19 年 8 月 6 日 中心市街地活性化基本計画（案）について
計画案を説明し、事業内容等について意見交換を交わした
- ・平成 19 年 10 月 9 日 イオン伊丹西ショッピングセンター（仮称）の状況報告

(2) 中心市街地活性化基本計画策定委員会

本計画の策定に当たっては、中心市街地の課題及び今後のまちづくりの方向性など、今後の事業展開を担う商業者を中心に、学識者、一般市民を構成員とした基本計画作成委員会を設置した。また、必要に応じて、適宜ワーキングを開催し、ワーキングの協議内容については、委員会にあげて最終検討することとし、実現可能性の高い基本計画となるように努めた。

構成員

| 所属 | 氏名 |
|-------------------|--------|
| 関西大学商学部准教授 | 三谷 真 |
| 兵庫県立大学経済経営研究所准教授 | 和田 真理子 |
| 伊丹商工会議所 専務理事 | 歌崎 秀夫 |
| 伊丹商店連合会 会長 | 南方 忠勝 |
| いたみタウンセンター 理事長 | 浜田 恵三 |
| 伊丹消費者協会 会長 | 阪部 三栄子 |
| 伊丹市自治会連合会 会長 | 鈴木 嘉蔵 |
| 兵庫県阪神北県民局 まちづくり課長 | 水野 正博 |
| 公募市民 | 山元 龍冶 |
| 公募市民 | 巢山 栄子 |

会議開催状況

1) 伊丹市中心市街地活性化基本計画策定委員会会議の実施状況

| 開催日 | 内容 |
|-------------------|-----------------------|
| 平成 18 年 9 月 7 日 | 旧基本計画の整理、中心市街地の課題の抽出等 |
| 平成 18 年 10 月 23 日 | まちづくりの方向性検討、事業の抽出等 |
| 平成 18 年 12 月 1 日 | まちづくりの方向性検討、事業の検討等 |
| 平成 19 年 2 月 2 日 | まちづくりの方向性確認、事業の確認等 |

2) 伊丹市中心市街地活性化基本計画策定委員会ワーキング会議の実施状況

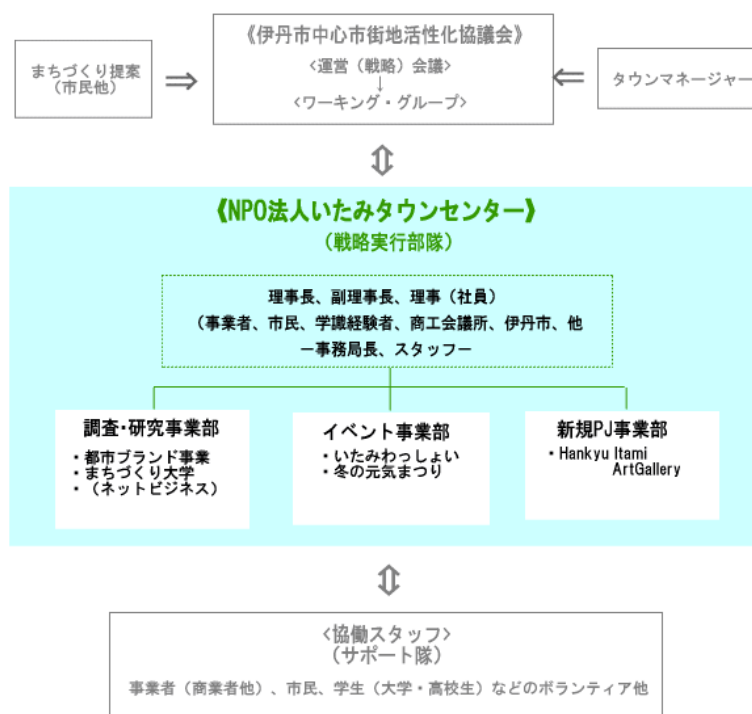
| 開催日 | 内容 |
|-------------------|----------------------|
| 平成 18 年 11 月 27 日 | まちづくりの方向性検討、事業内容の抽出等 |
| 平成 18 年 12 月 22 日 | まちづくりの方向性検討、事業内容の抽出等 |
| 平成 19 年 2 月 23 日 | 事業内容の検討等 |
| 平成 19 年 3 月 7 日 | 事業内容の検討等 |
| 平成 19 年 6 月 22 日 | 事業内容の確認等 |

(3) NPO法人いたみタウンセンターの設立

旧計画策定後、旧計画の目標を実現していくためのマネジメント機関として、伊丹商工会議所を主体とした「いたみTMO」を平成13年3月に設立し、その戦略実行部隊として、まちづくりに関心のある市民、商業者、企業、学生など幅広く人材を募集し、議論や実践を通してまちづくりに対する意識の醸成を図り、将来的には、まちづくり市民活動の担い手としての役割を果たすための「いたみタウンセンター(略称ITC)」を同年5月に発足した。

そして、17年4月の中心市街地活性化法の改正に伴い、同年7月、「いたみタウンセンター」を特定非営利活動促進法により法人化し、これまでの活動を一層強化して責任体制を明確にするとともに、市民への門戸を広げ市民参加協働型まちづくりの展開を図っているところである。

本計画の策定に当たっては、より実践的な事業推進を行うために、伊丹市中心市街地活性化協議会と連携をとりながら、事業の実現を図っている。



【NPO 法人いたみタウンセンター組織図】

【NPO法人いたみタウンセンターが行なう活動】

- まちづくりの推進を図る活動
- 経済活動の活性化を図る活動
- 子どもの健全育成を図る活動
- 社会教育の推進を図る活動

【NPO法人いたみタウンセンターが行う事業】

- 中心市街地プロモーション事業
- 中心市街地空き店舗等活用事業

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

中心市街地活性化協議会は、伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画について、必要事項を協議し意見を述べるができることとともに、伊丹商工会議所及び伊丹都市開発㈱を中核とした事業者、地権者、市民などで構成する運営（戦略）会議に加え、ワーキンググループを設置して中心市街地の戦略部隊としての役割を果たす推進母体として位置づけられているものである。

そして、具体的な事業推進のために、NPO 法人いたみタウンセンターを事務局として適宜ワーキングを開催し、協議会へ情報提供を行うこととする。

（具体的な活動）

- ・ 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること
- ・ 中心市街地の活性化に係る事業に関すること

（ 1 ） 構成員

（準備会構成員）

| 所属 | 氏名 |
|-----------------------------|--------|
| 伊丹商工会議所 専務理事 | 歌崎 秀夫 |
| 伊丹市都市開発株式会社 管理部長 | 佐々木 肇宏 |
| いたみタウンセンター 理事長 | 浜田 恵三 |
| 伊丹市都市創造部 部長 | 樋口 麻人 |
| 株式会社染の川組 取締役統括部長 | 岸田 茂男 |
| 株式会社阪急ファイリティーズ 営業本部沿線営業部 部長 | 荒田 良三 |
| 阪急電鉄株式会社都市交通事業本部交通計画部 調査役 | 木内 徹 |
| 伊丹コミュニティ放送株式会社放送局 局長 | 大下 章 |
| 関西大学商学部准教授 | 三谷 真 |
| 伊丹市自治会連合会 会長 | 鈴木 嘉蔵 |

（協議会運営委員）

| 所属 | 法令根拠 | 氏名 |
|--------------------------------|--------------------|--------|
| 伊丹商工会議所 専務理事 | 法第 15 条第 1 項第 2 号イ | 歌崎 秀夫 |
| 伊丹市都市開発株式会社 管理部長 | 法第 15 条第 1 項第 2 号ロ | 佐々木 肇宏 |
| 伊丹商店連合会 会長 | 法第 15 条第 4 項第 1 号 | 南方 忠勝 |
| 株式会社イオンモール伊丹テラス SC マネージャー | 法第 15 条第 4 項第 2 号 | 坪谷 雅之 |
| 株式会社染の川組 取締役統括部長 | 法第 15 条第 4 項第 2 号 | 岸田 茂男 |
| 株式会社阪急ファイリティーズ PM 営業本部沿線営業部 部長 | 法第 15 条第 4 項第 1 号 | 溝口 吉彦 |
| 阪急電鉄株式会社都市交通事業本部交通計画部 調査役 | 法第 15 条第 4 項第 1 号 | 柴崎 庸一 |
| 伊丹市交通局運輸サービス 課長 | 法第 15 条第 4 項第 1 号 | 高橋 玄造 |
| 西日本旅客鉄道株式会社 伊丹駅長 | 法第 15 条第 4 項第 1 号 | 高坂 俊行 |
| 株式会社池田銀行 伊丹支店長 | 法第 15 条第 8 項 | 長濱 顕司 |
| 伊丹コミュニティ放送株式会社放送局 局長 | 法第 15 条第 8 項 | 大下 章 |
| 関西大学商学部准教授 | 法第 15 条第 8 項 | 三谷 真 |
| 伊丹市自治会連合会 会長 | 法第 15 条第 8 項 | 鈴木 嘉蔵 |
| 伊丹消費者協会 会長 | 法第 15 条第 8 項 | 阪部 三栄子 |
| NPO 法人いたみタウンセンター理事長 | 法第 15 条第 1 項第 2 号ロ | 浜田 恵三 |
| 伊丹市都市創造部 部長 | 法第 15 条第 4 項第 1 号 | 樋口 麻人 |

(アドバイザー)

| 所属 | 氏名 |
|-----------------------------------|-------|
| 近畿経済産業局産業部流通・サービス産業課 中心市街地活性化 専門官 | 日村 健二 |
| 近畿経済産業局産業部流通・サービス産業課 調査官 | 楠 直人 |
| 兵庫県産業労働部商工労働局商業振興課 商業活性化係 | 宮口 久也 |
| 財団法人ひょうご産業活性化センター産業振興部商業支援課 課長補佐 | 高永 美保 |

(2) 会議開催状況

| 開催日 | 内容 |
|-------------------|----------------------|
| 平成 18 年 11 月 27 日 | 伊丹市中心市街地活性化協議会準備会の発足 |
| 平成 19 年 2 月 27 日 | 伊丹市中心市街地活性化協議会の設置 |
| 平成 19 年 7 月 12 日 | 中心市街地活性化の目標について |
| 平成 19 年 9 月 25 日 | 中心市街地活性化基本計画(案)について |

(3) 協議会規約

伊丹市中心市街地活性化協議会規約

第1章 総則

(設置)

第1条 伊丹商工会議所及び伊丹都市開発株式会社は、中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、「伊丹市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(事務所)

第3条 協議会の事務等を処理するために、事務所を兵庫県伊丹市宮ノ前2丁目2番2号伊丹商工会議所内に置く。

(目的)

第4条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律に基づいて設置されたもので、今後協議会で伊丹市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的にかつ一体的に推進するため、必要事項を協議し、伊丹市が作成する基本計画の実行に寄与することを目的とする。

(公告の方法)

第5条 協議会の公告は、伊丹市広報・伊丹商工会議所会報の掲載、ホームページに掲載することによりこれを行う。ただし、必要があると認めるときは、新聞掲載等によりこれを行うものとする。

(活動)

第6条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

(1) 中心市街地の活性化に係る総合調整に関すること

- ア 伊丹市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- イ 伊丹市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- ウ 伊丹市中心市街地の活性化に関する会員相互の意見及び情報交換
- エ 伊丹市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- オ 中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- カ 協議会の会員及び地域向けの情報発信
- キ その他協議会の設立の趣旨に沿った活動の企画及び実施

- (2) 中心市街地の活性化に係る事業に関する事。
- ア 市街地整備改善事業に関する事。
- イ 都市福利施設整備事業に関する事。
- ウ 街なか居住促進事業に関する事。
- エ 商業活性化事業に関する事。

第2章 会 員

(会員)

第7条

協議会の会員は、次のものにより構成する。

- (1) 伊丹商工会議所
- (2) 伊丹都市開発株式会社
- (3) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

第3章 役 員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 20名以内
- (4) 監事 2名

- 2 役員は、総会において選任する。
- 3 会長・副会長・監事は運営委員の中から選出し、総会において選任する。
- 4 規約にかかわらず、会長は必要と認めるとき運営委員を加えることができる。
- 5 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 協議会の会計を監査するため、監事を置く。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長1人その他必要な職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

第4章 会 議

(総会)

第11条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員を選出その他運営委員会が必要と認める事項を審議する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 3 総会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 総会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、適宜開催し、活動方針と活動計画を策定するとともに、毎年度の活動報告について審議する。

- 2 運営委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 3 運営委員会は、委任状を併せ半数以上が出席し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 4 運営委員会の議事は、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 運営委員会は協議会の目的を実行するため、ワーキンググループを設置することができる。
- 6 運営委員会に協議会の運営について助言を得るため、専門家等の顧問を置くことができる。

(会 計)

第13条 協議会の収入は、負担金、補助金及びその他の収入による。

- 2 協議会の支出は、調査費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する費用とする。
- 3 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第5章 解 散

(解散)

第14条 協議会が解散する場合は、議決に基づいて委員の4分の3以上の同意を得なければならない。

- 2 解散するときに存する残余財産は、運営委員会の議決を得て協議会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

附 則

- 1 この規約は、平成19年2月27日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員の任期は、平成20年3月31日までとする。
- 3 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て、別に定める。

(4) 協議会からの意見

平成 2 0 年 4 月 3 0 日

伊丹市長 藤 原 保 幸 様

伊丹市中心市街地活性化協議会
会長 南 方 忠 勝

伊丹市中心市街地活性化基本計画（案）に関する意見書

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本市の中心市街地は、空き店舗が増加するなど、求心力が低下しています。

このような状況の下、今回のまちづくり三法の改正により、伊丹商工会議所と伊丹都市開発株式会社は、中心市街地の再活性化を目的として、伊丹市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置したところです。

協議会は、幅広い団体の参画を得て、伊丹市が策定する「伊丹市中心市街地活性化基本計画（案）」について、作業の段階から協議を進めてきました。

基本計画（案）は、「都市機能の集積・商業機能の充実」「地域資源を活用した事業展開の推進」「市民が主体となったまちづくりの推進」の3つの基本方針を掲げ、将来の方向性を明確に示すとともに、具体的に事業を掲載していますが、今後、新たな事業が具現化した段階で基本計画への追加を行うなど、柔軟な対応をお願いいたします。

また、基本計画（案）には、中心市街地活性化を達成するための数値目標が設定され、その実現に向けた具体的な取り組みが提示されていることから、この基本計画（案）が着実に実施されれば、活性化に大きく寄与すると考えます。

このことから、伊丹市中心市街地活性化基本計画（案）につきましては、協議会での協議内容を踏まえた内容となっていることから、概ね妥当と考えます。

敬具

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) パブリックコメントの実施

本基本計画案について、平成 19 年 7 月 20 日～ 8 月 20 日にかけてパブリックコメントを実施し、市民・商業関係者などから、10 件の意見や要望が寄せられた。これらについては、ソフト事業など本基本計画作成の参考とした。

(2) 地域ぐるみ(まち衆)の取り組み状況

NPO 法人いたみタウンセンター(I T C)

平成 13 年 5 月に旧計画の目標を実現する「いたみ TMO」の戦略実行部隊として、公募市民、商業者、企業、学生などで発足した。

平成 17 年 4 月の中心市街地活性化法の改正に伴い、同年 7 月「いたみタウンセンター」を特定非営利活動促進法により法人化し、これまでの活動を一層強化して責任体制を明確にするとともに、市民への門戸を広げ、市民参加協働型まちづくりの展開を図っている。現在は、「調査・研究部会」「イベント部会」「新規 P J 事業部会」に分かれて、精力的に活動している。法改正後も、中心市街地活性化協議会とともに、I T C の活躍が期待される。

(活動内容)

- ・いたみわっしょい
- ・わっしょい冬の元気まつり
- ・中心市街地イメージアップブランド事業
- ・「伊丹まちづくり大学」の開催
- ・「Hankyu Itami Art Gallery」の実施

伊丹酒蔵通り協議会

平成 18 年 7 月 25 日、JR 伊丹駅と三軒寺前広場を結ぶ歩行者優先道路沿道の商業者、事業者、住民から成る「伊丹酒蔵通り協議会」が発足した。

(活動内容)

- ・ライティングフェスティバル 平成 18 年 9 月 30 日～ 10 月 2 日
- ・第 2 回ライティングフェスティバル(まち灯り)平成 19 年 9 月 14 日～ 16 日

学生の取り組み

市立伊丹高等学校の生徒による取り組み

(活動内容)

- ・ハロウィンパーティ
- ・他にも商店の P O P の作成や商店街への提案など、中心市街地商店街への共同事業に貢献している。

関西学院大学商学部のゼミによる取り組み

(活動内容)

- ・ I T C の中心市街地イメージアップブランド事業とのタイアップ
- ・中心市街地イメージアップブランド構築事業報告書の作成

伊丹オトラク

伊丹市文化振興財団による取り組み

(活動内容)

- ・市内のカフェ、駅の大階段、広場などで観客、アーティスト、音楽、フード、ドリンクなど、みんな一緒になって、音楽を楽しみ伊丹を音楽の杜にしようとするプロジェクトを実施。

伊丹蔵楽部

(活動内容)

- ・市民や市内企業、文化団体、行政が一体となり、地域活性化と伊丹からの文化発信を続けていくために、平成 16 年に開催された「旧岡田家酒蔵築 330 年記念イベント」の実行委員会のメンバーを中心に、「伊丹蔵楽部」が結成され、「伊丹文化サロン」、「伊丹都市ブランド戦略」などを展開している。

いたみアピールプラン推進協議会

(活動内容)

- ・本市の歴史、自然や文化等の地域資源を最大限に活用しながら、市民、事業者、行政が協働して、本市を内外にアピールし、定住人口・交流人口の増加を目指している。平成 16 年に組織され、毎年テーマを決めたフォーラムを開催、ガイドブック「いたみでみたい これなァに？」作成、各種マップの作成、「平成いたみ八景」の選定・PR など精力的に活動している。